

沖縄県文教地区建築条例（昭和47年9月9日 条例第117号）

改正 昭和 59 年 12 月 24 日 条例第 38 号
平成 5 年 7 月 16 日 条例第 18 号
平成 28 年 3 月 31 日 条例第 40 号
平成 29 年 3 月 31 日 条例第 12 号
平成 30 年 3 月 30 日 条例第 44 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 49 条第 1 項の規定に基づき、文教地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な事項を定めるものとする。

（文教地区）

第 2 条 文教地区は、建築物の建築の制限又は禁止の程度により、第 1 種文教地区及び第 2 種文教地区に分ける。

2 前項に規定する文教地区の区分は、知事が定める。

（文教地区内の建築制限）

第 3 条 第 1 種文教地区内においては別表第 1、第 2 種文教地区内においては別表第 2 に掲げる用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途を別表第 1 又は別表第 2 に掲げる用途に変更してはならない。ただし、知事が文教上の目的を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。

（事務処理の特例）

第 4 条 この条例に基づく事務のうち、前条の規定による許可に関する事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により、那覇市、沖縄市、宮古島市及び石垣市が処理することとする。

（罰則）

第 5 条 第 3 条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者は、20 万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第 6 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があった場合においては、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に文教地区建築規則（1958 年規則第 84 号）の規定によりなされた許可は、この条例の相当規定によりなされた許可とみなす。

附 則（昭和 59 年 12 月 24 日 条例第 38 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 16 日 条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 条例第 40 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日条例第 12 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の第 3 条の規定により知事がした許可その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては改正後の第 4 条に規定する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、それぞれ当該市の長がした許可その他の行為とみなす。

3 施行日前に沖縄県文教地区建築条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第 4 条に規定する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、それぞれ当該市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日条例第 44 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正前の第 3 条の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては沖縄市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、沖縄市の長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては沖縄市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、沖縄市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表第 1

1	キャバレー、待合、料亭、カフェー、料理店、遊技場、個室付浴場その他これらに類するもので風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受けるもの
2	ホテル又は旅館
3	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
4	マーケット(市場を除く。)
5	前各号の建築物に類するもの又は工場若しくは事業場で、環境を害し又は風俗をみだすおそれがあると認めて知事が指定するもの

一部改正〔昭和 59 年条例 38 号・平成 5 年 18 号・平成 28 年 40 号〕

別表第 2

1	キャバレー、待合、料亭、カフェー、料理店、個室付浴場その他これらに類するもので風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受うるもの
2	ホテル又は旅館
3	劇場、演芸場又は観覧場
4	前各号の建築物に類するもの又は工場若しくは事業場で、環境を害し又は風俗をみだすおそれがあると認めて知事が指定するもの

一部改正〔昭和 59 年条例 38 号・平成 5 年 18 号・平成 28 年 40 号〕